

こども医療費助成制度

中学生（入院）

こども医療費助成制度は、こどもの保険診療による医療費の自己負担分を助成することにより、子育て世帯における経済的負担の軽減を図るとともに、こどもの保健の向上に寄与し、安心して子育てができるまちづくりを推進することを目的としています。

現在、小学生を対象に、父母の所得に関係なく保険診療による医療費（通院・入院）の自己負担分の助成を行っていますが、令和2年10月1日から対象を拡大し、中学生の入院費について助成します。



* 制度拡大の 対 象 者

山口市に住所がある中学生

- ※令和2年10月1日から、中学生の入院費の助成について、所得制限を撤廃します。これにより、健康保険に加入している上記の生徒は、父母の所得にかかわらず本制度の対象となります。
- ※生活保護、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費助成制度等、他制度で自己負担額を助成される方は対象にはなりません。

* 助 成 内 容

保険診療による入院費の自己負担分

- ※受給者には、福祉医療費受給者証を交付します。県内の病院の窓口で、健康保険証と福祉医療費受給者証を提示してください。窓口での自己負担分が無料となります。（県外入院には、払戻しの制度があります。）
- ※保険給付外の診療やお食事代等は対象となりません。

* 助成開始日

令和2年10月1日（木）

- ※11月以降の申請については、申請月の初日から
- ※転入された場合は、転入月の申請であれば転入日から

